## 本日の当社社員の書類送検報道について

2023年4月28日 レック株式会社 専務取締役 貝方士利浩

2020年7月に発生したレック静岡第2工場火災事故に関して、本日午前に「当社社員2 名に対し業務上失火罪と業務上過失致死傷罪の疑いで検察へ書類送検された(趣意)」との 報道がなされた件に関し下記コメントを発表いたします。

当社は現在(15時)に至るまで本事実(書類送検)を確認できておりません。従いまして、報道機関による内容が事実であることを前提に当社の見解を述べさせていただきます。

## 1、業務上失火罪について

2022 年 3 月発表の当社事故調査委員会による報告書において、当火災事故の発火原因については「発火源の特定に至らず」との見解が出されており、原因が特定できていない状況での現場管理者の責任は問えないものと認識しております。

## 2、業務上過失致死傷罪について

同報告書において大規模な火災事故となった爆発的燃焼については「可燃性混合ガスによる気相爆発」と断定されており、その直接の原因として推定されている事象は「防火シャッターの開放」となっております。従って、被害が拡大した責任は当社管理者に無いものと認識しております。また、火災発生後、防火シャッターが閉鎖された後の消火活動中において発生した延焼については、防火シャッターの閉鎖をもって当社並びに管理責任者の責務は果たしたものと認識しており、同罪の直接的間接的な責任は問えないものと考えております。他社事例ではありますが、消火活動に従事していない社員や取引先等の関係者に被害が及んだ場合は業務上過失致死傷罪について防火管理責任が問われる場合があることを存知していますが、今回はすべて消防隊の管理下で行われた消火活動中に発生したことを考え、当社は同罪の適用に疑問を持っています。

本コメントに関するお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

レック株式会社 法務部 石嶋